昭和48年11月17日第三種郵便物認可

若疑シク覚候ハバ
我等ノ所業終候処ヲ
爾等眼ヲ開テ看ヨ

4月20日
毎月5日、20日発行
第68号
価格50円
定期購読 半年分 800円 一年分1500円(〒代共)

叛旗

共産主義者同盟

発行所／蒼氓社
編集人 仲代真理　発行人 川崎文人
東京都新宿区百人町2－16－18 小林ビル105号室（〒160）
電話03（362）0149／振替東京162856番（宛先共産同「叛旗」編集委員会）／関西蒼氓社 電話06（451）4803

4月28日	独占資本中枢包囲―攻撃闘争（別掲参照）
5月1日	メーデー祭典化粉砕　時間／午前10時　場所／宮下公園（渋谷下車）
6月中旬	共産同政治集会
5月～6月	反インフレ連続闘争

反インフレ闘争の持続化の成果を4・28へ

4・28独占資本中枢包囲攻撃闘争に起て!!

場所　常盤橋公園（国電神田下車）　時間　午後二時

全国の同志諸君！「叛旗」購読者諸君！3・20第一波インフレ闘争に続いて4・7第二波インフレ闘争は、第一波を上回る高揚をもって果敢に闘われた。我々は第一波、第二波へと決起し結実していった闘いの質を4・28～5・1メーデー、5月～6月への持続的な闘いへと展望していかなければならない。一方3・30～4・6～4・11へと運動展開を為してきているべ平連系の新左翼潮流の混在化した闘いへの評価を含めて広汎な大衆、知識人を巻き込んでの反インフレ戦線の拡大―強化を圧倒的に準備することが要請されている。我々はそうした闘いを一歩一歩着実に進展させていることを全ての同志、友人諸君に報告しておきたい。闘いは将にこれからである。また我々は物価高騰阻止―反インフレ闘争とは相対的独自に闘われている春闘の現水準の評価をも冷徹に為しておかねばならないだろう。弱者救済による「国民春闘」を唱う本年度春闘が政府のスト権について一年半以内の回答ポーズを出させたことに収約されることを、単に組合―企業エゴなる批判一般としてではなく逆に反インフレ闘争へでなく参院選へと屈折していくのかを問題とする。鉄鋼の有額回答を引き金とした（26・4%アップ二万五千五百円）造船、金融、公労協等々軒なみのベースアップが、高成長、高賃金の最後の回答としての資本家側の居直りとしてあることも見逃してはならない。このことは政府見解においても福田の「卸売物価上昇に与える影響は、電力料金値上げよりも春闘によるベアの方がはるかに大きい」等の発言とも照応しているだろう。賃上げの価格引き上げへのスライドは必至である。賃上げと価格引き上げのいたちごっこは保革逆転幻想に託された参院選への上げ底化では解決たりえないことも自明のことである。我々は春闘→参院選（労働者→政党）というシェーマとしてではなく、もっとも具体的かつ敵を鮮明にする闘いを克ち取っていかなければならない。その闘いは政府の経済政策と金融集中、新たな独占体系としての商社、銀行、石油資本の独占資本を全人民によって包囲、攻撃することである。我々は昨秋来の物価高騰と賃上げの相殺現象が大企業の好決算の見返りとしてあることを踏まえ、日本の独占資本の歴史的位相を世界性との水準のうちに構造化し、（とりわけ財閥編成における商社の位置の検討は重要）具体的な闘いと理念的な闘いの相互性をいわゆる総資本―総労働の再評価の水準に確定していかなければならない。我々は民衆の生活破局進行に伴なう物質的生活の関係の意識の危機感のエナジーが春闘へと仮託され参院選へ屈折させられていくことに抗し、反インフレ戦線の大胆な提起と実践に前進していこうではないか。本稿において(1)そのことを経済過程にひきつけたところでの情勢の危機の性格をブルジョワジーの延命策としての彼らにとっての必須の課題としてあるものが、逆に民衆の側の生活思想の成熟段階と現準での危機的様相においてどのようにとらえるかをみていきたい。それは今日、ファシズムやニューディールやスターリン主義等と異なる国家的介入を画策していく国家水準の必然的帰結としてみていける。さらに(2)物価高騰阻止―反インフレ闘争の根幹を、経済国家との政治的闘いとして照準を合わせた位相自体の検討からはじめ、(3)次に経済国家と対峙する民衆の共同性の生活思想としての位相の構造的把握へ向かいたい。春闘→参院選の旧パターンを転倒しうる民衆の自発力の開削へ反インフレ戦線を強化していこう。我々は4月～6月において戦列の強固な態勢を克ち取るだろう。

全ての地域―拠点から反インフレ闘争に決起せよ！
4・28独占資本中枢包囲―攻撃闘争に総結集せよ！
萌いずる大地より若きそして無名の戦士よ立て！

4・7反インフレ第二波闘争150名で克ちとる

4・28会場地図

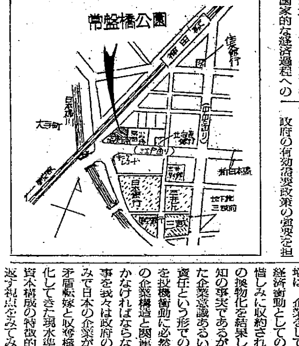

独占資本包囲攻撃陣型と反インフレ戦線の強化

情勢の危機の性格と支配者階級の延命環

まず支配者階級の危機的様相となりふりかまわぬ延命策動の醜状からみていこう。我々は、現下の支配者階級―層の延命策の根幹を冷厳に見据え、それを粉砕していく指標を、何よりも民衆の生活的諸現実のはく離による関係意識を上げ底化し擬似的価値に仮託していく危機のくり込みを生活思想の内実として追い落していく方途に限定してみていこうと思う。我々はさしあたっての民衆の生活思想の累積の歴史的位相を戦後過程と、さらに全面的な高度成長政策が導入される六十年代以降を必然的な任意の抽出過程として把捉することができるが、ここでは指摘のみにとどめておきたい。

七十年代における日帝の基調的政策課題が、物価、通貨、福祉問題としてあり、それがいわゆるジャーナルエコノミスト達によってトリレンマ現象と呼ばれる構造的矛盾への解決不能としてあることは周知の事実である。

世界的な基調においては七一年のドラマチックなニクソン二大声明による米帝の戦後過程の居直りから、依然として七四年の米国際政策会議年次報告においても世界の通貨と貿易制度の立ち直りを前面に押し出している。だが「いかなる国といえども、報復の危険や世界経済関係の混乱を引き起こさず大がかりな一方的な措置をとることはできない」といったトーンは、停滞的な国際収支の赤字過程を、食糧不足と石油危機を盾とした17億ドルの貿易収支黒字という米帝の回復力量がチラついているのである。それは単に米帝の経済力技術革新力等の優勢によるのみではなく、社会経済構成体の歴史的成層度の問題としてあることも見落してはならない。だがやはり米帝の世界的経済側面と国民的経済側面の矛盾は解消されることはないのである。貿易収支の立ち直りが、国内での食糧価格の急騰を生んでいるという具合に。

むろん平価維持の復帰には消極的であり、金の減少から廃貨へと展望していく米帝の日米及びヨーロッパ諸国へけん制をかけての通貨問題の提起に拮抗しうる政策を日帝政治委員会はもちえていないのである。「日本及びヨーロッパ諸国は、手持ち外貨の主要準備資産へのより確かで敏速な交換性の回復を要求」しているというとき日本の石油危機が世界の通貨体制の危機に伴なう量の問題としてでなく額の問題としてあることも指摘してきたことの証左としてあるだろう。

石油危機を引き金とした構造的インフレ進行に対するブルジョア政治委員会の抑制政策はどのように取りつくろうとも物価高騰の根因をとり除くことはできない。政府の価格抑制策としての行政指導のいう名の国家的な経済過程への介入は、混合経済の回収不能なまでの矛盾の歴史的生成段階を示している。従来の所得倍増計画、経済社会発展計画等のモデル化の踏襲の上での現在の経済社会基本計画も実質的無効性をさらけ出しており、産業モデル等の数量がはじき出す数量化自体の矛盾は、「モデルをいくら計算しても、前年比30%などという物価上昇は出てこない」とまで言わせている。将にブルジョアエコノミスト達の頭脳の及ばぬところで歴史の駆動がはじまっているのである。

政府は総需要抑制政策のやみくもの導入をもって現下のインフレをデマンド・プルからコスト・プッシュ型への移行とみなし、加うるに所得政策の導入をも意図している。政府の無知ゆえのオプチミズムと本末転倒の行政指導意図は、石油危機による先取り大巾便乗値上げを是認し、総需要抑制策の効果の肯定を基盤としている。所得政策に至っては西欧諸国でアメリカで否定的事実をみせているにもかかわらず画策されているのだ。

所得政策は隅谷報告の消極的見解をまつまでもなく、さらに先の日経連による生産性基準原理の提起における所得政策の示唆に対する大川報告の批判的見解も含めて物価上昇を押えることに無力であるという以上に、賃金上昇率と生産性上昇率の対比からのリアクションの問題でもなく、そうした形でのより積極的な統制経済的な国家的介入が擬似的な価値法則の止揚を仮象していく矛盾自体の相乗化に民衆の生活思想が擬制されていくということが重要なポイントとしてあるのである。

幾度となく指摘してきたように生産―資本の強度の集積、資本―産業構成の有機的高度化の過剰生産への転化の破成による帝国主義的再編の矛盾的帰結は、階級解体による階級統合という一つの指標自体の累系的危機として進行してきた。我々が戦後過程における社会的再編のメルクマールを、戦前―戦中、敗戦―戦後における社会過程の共同性の質として定めてきたとき、支配者階級の側でも民衆の側でも社会的共同性の内実こそ共に危機の実相として把捉していかねばならない。

経済構成―構造にひきつけて要点だけひき出してみるならば、戦前における生産力―生産的諸関係として前近代的構成が社会的共同性の質として農村的自然的共同性の形成―拡大から戦後への解体局面において支配者階級の延命策が次のように結果してきたことも我々はみてきた。つまり生産的諸関係の再編による矛盾の民衆への転化を一方で、消費生活の高度化とクリーピング・インフレーションの進行による収奪と、他方で設備投資主導型経済が、重化学工業を中軸とする資本と生産の集積を非生産的領域への資本投下の回避と農、林、漁業等の解体スクラップ化によって累積させてきたことにみていけるだろう。

そして我々が現下の経済構成―構造の動向をみていくとき主要に次の二つの方向から押えていくことができるだろう。一つは戦前―戦中―戦後のいわば経済思想を支えてきた生産力思想の歴史的位相についてである。他の一つは金融集中と新たな独占体系―銀行、商社石油資本変遷についての国家―企業関係についてである。そしてこれらを統合していく視座への踏み込みこそ重要なのである。

春闘→参院選収約に抗し 対インフレ闘争の総攻勢へ

日本の企業編成の歴史的位相をここでは全面検討することはできないが、企業構造の現水準を扱う視点のみを提起しておこう。日本の企業構造の現況は、二月現在60件を越える独禁法違反容疑による勧告数にもかかわらずヤミカルテルを着実に実体化させている一方三月における中堅企業、中小企業の倒産件数は千件を突破し、負債総額は千二百億円に達したことを教えている。公定歩合引き上げ、金融引き締めによる企業金融のひっ迫による中堅企業へのしわ寄せ金融集中こそ物価高騰の因となっているのである。

政府の有効需要政策の強要を担保に、新たな企業統合、再融資、複合的な利潤形態―独占の構造（これらへ対してはほとんど所得政策が問題とされていかないところに政府と資本家とのゆ着を見逃してはならない）に向かう現段階の商社、銀行、石油資本の独占体系との徹底した対決こそ核心的な課題である。

現象面から押えていくならば、七十年にはいっての総資本の側での設備投資需要の減少と、ドルショック後のドル買い支えによる政府の財政政策の外貨増を因とした企業のかつてない過剰流動性の激増は、企業をしていわゆる粗野な経済衝動としての買い溜め、売り惜しみに収約されていく在庫投資の換物化を結果してきたことは周知の事実であるが、そこで具現した企業意識あるいは企業の社会的責任という形での公共意識の水準を投機衝動に必然化していた日本の企業構造と関連して把握しておかなければならないだろう。その事を我々は政府の経済統制との絡みで日本の企業が民衆、大衆への矛盾転嫁と収奪構造のうちに寡占化してきた現水準を、戦後世界の資本構成の特徴的な性格から把え返す視点をみてみよう。そして戦後過程の特徴は六十年以降より顕在化している。

まず世界的な規模での独占化の進展があげられる。それは一方で国家―独占資本のゆ着を基底としていることと、他方で従来の金融資本を基礎とした段階から企業の自己資本中心傾向への移行である。（これは日本においてはほとんど企業の自己資本の自力展開には至らず、依然として金融資本とのロンド構成をみせている）そしてこれらを総合して独占自体の多角的、多国籍形態をみることができる。このことはさらに多国籍企業の出現として新たな視座の導入を要請している。多国籍企業形態は、従来の直接投資形態を特徴としたのに比して、単一の私的企業組織（ヒエラルキー）の内部編成を意図していることを特徴としているだろう。そして資本の輸出が古典的な植民地支配による従属化としての資本の輸出というよりは各国の産業構造を横断的に支配下におくことを目的としている。むろんこれらの諸性格が政治的―幻想的過程の危機の再編と不可分にあることは自明である。更に最近の特徴として昨秋来の石油危機を武器としたオイル・ダラーの位置も見落してはならないだろう。

これらから一定の水準での抽出を可能とするのは、資本の世界性と生産力の一国的制約という構造的矛盾に次のような視点からの照射をみるということである。つまりアメリカに典型化されるように一国経済の世界的側面と国民的側面の矛盾の頂点に現出した多国籍企業が一挙的に他国に介入するとすれば、どのような国家も通貨維持の不能に陥らざるをえないほどの巨大化と、（それはIMF体制をも震撼せしめるほどの力量形成をもって）石油産油国における国民経済形成枠を越えてのオイル・ダラーの脅威による（これはほとんどユーロダラーと同等の力量に至っている）世界の通貨―貿易体制、さらにいえば資本―価値法則への位置確保への検討である。このことは経済社会構成体の歴史的生成―累積度の通時性が国家の歴史的水準差において共時化しうることを見逃しては把握不可能なことである。

さらに国家―企業関係に敷衍してみるならば、ファシズム、ニューディール、スターリン主義等の国家からの生産諸関係への介入、生産手段の擬似共同所有化が共同幻想内部の国家水準、経済社会構成体の累積度に規定されたものとしてあったことはすでに語られてきたことであるが、国家の企業統括をズラして企業内―間関係と国家の位相についてみておく必要がある。ここでは生産力―生産諸関係の矛盾の位置からというよりは企業―職場の集団性の質としてみていくことを示唆する。つまり本質的な個体と個体の関係を対―性関係として扱い、企業内関係を経済的基礎からの物神化から扱っているのに対して幻想性―共同性の視座を導入してみていくということである。

仮設的にいいうるとすれば、高度の抽象度の問題として多国籍化独占化した独占資本の一労働工程一協業分担にくり込まれていく個体の徹底した部分化は身体的基礎にまで還元することにおいて逆に総体としては観念化されていくということである。この観念化の水準はほとんど人間の持つ幻想的世界の出自と近似化していくだろう。これはまさに家族域―職域―地域の横断的な結合の解体自身の帰結である。エコノミックアニマルと呼ばれモーレツ社員として企業の最先端部隊に位置している者こそもっとも自らの時間を収奪されていかざるをえない逆説をみていけばよいのである。そこから反転してそこに共同幻想内部の国家水準の鏡を見ることも可能にする。近経からのパーソナリティ論等の導入の意図もそうした自己意識、共同体意識の歴史的位相としての支配者層からの必然的要請に照応していることをみていけるのである。

これらのことを逆に民衆の側からみていくならば、何よりも民衆の生活思想の空洞化としてあることにみれるだろう。そして近代以降の民衆の生活思想をその経済的基盤（経済ナショナリズム）として考えてきたものこそ生産力思想なのである。プロテスタンティズムと自由主義の仮象に擬制された資本主義の発展段階を規制した生産力思想は、資本主義自体の発展段階の内在的矛盾をかかえ込みつつも、依然として世界の主導的位置にあるのである。

日本においては理論的には山田盛太郎の日本資本主義分析を水準として従来の労農派―講座派による資本主義論争の不毛性にはここではふれえないが、一つの特徴として、生産力思想の基底として大塚久雄に顕著な近代エートス論としてのマルクス主義へのウェーバーの導入がある。マルクスの本源的蓄積の原型対比という視点の日本型輸入の問題として宗教性―物神性の水準を把え返す必要があるだろう。

つまり経済過程にとどまらず、社会過程、生活過程総体に及ぶ生産力思想の把え返しが、逆に生産力―生産諸関係の矛盾を尖端的な水準の接木の上で回避をなしてきた日本資本主義は、経済過程の脆弱性故に民衆の生活思想を支えてきた生産力思想の解体―風化を帰結しているのである。

そうした意味では春闘が弱者救済としての国民春闘という排他性の逆説的表現にみられるように、一律賃上げという形での平準化による経済過程での均質化が、実は他の社会過程の徹底した疎外によっていることを無視しているが故に、参院選への収約こそもっとも許せぬことなのである。

我々は経済過程での賃上げ闘争を徹底して支持すると共に、要求課題の政治化という方向ではなく全生活総体を包み込んでいる破局の根因が物価高騰にあることを見定め、徹底した物価高騰阻止―反インフレ闘争の広汎な組織化を克ち取らねばならない。国家へと収奪されていく民衆の生活思想ではなく、国家を不要にする生活思想の成熟へ民衆共同性を創出していく闘いを大胆に推進していこうではないか、全ての同志、友人諸君！共産同―反帝戦線の旗の下に結集し、4・28独占資本中枢包囲攻撃闘争を打ち抜こう。

春闘共闘委運動の四月ゼネスト流産は、インフレ構造の持久性―持続性、生活破壊的な連続性を、まさに資本主義的な経済構造の帰結として運動構造を創出することに敗北的であったからである。我々は、春闘―ゼネストのあいまいさは、賃金スライドと公共料金の値上げを軸とする再収奪過程を許すカラクリを徹底的に暴かなければならない。また、国家の統制経済政策と対決せねばならない。

我々はあらゆる生活域、地域、職域から反インフレ行動委を形成し、自立的な政治闘争へ驀進する。すべての地域―拠点で反インフレ政治ストに突入せよ！我々はすでにいくつかの拠点で政治ストの態勢を準備し、突入体制にある。持続的攻防は今ここからはじまる。さらに我々は商社、銀行、石油資本中枢に具体的適確に攻撃をするだろう。

そしてまた具体的実践は、理論的深化も要請する。次に対インフレ闘争への根幹への踏み込みを簡単にみていこう。

物価高騰阻止―反インフレ闘争の根幹への照準

我々は、対インフレ闘争の射程がすぐれて経済国家との政治的闘いのうちにあることを語ってきている。このとき重要な視点は、経済過程と経済国家の位相の解明とそこにおける政治的闘争の質の確定としてあった。この場合政治的闘争というとき次のことに留意しておかなければならない。つまり経済過程の問題はどこまでも経済過程の問題としてあり、政治過程へ短絡させるべきではないということと、経済過程への国家的介入ということとの区別と連環についてである。これらに対する核心軸の提起は、インフレ闘争における理論上の総体像的展開として掲載中の共産同政治局論文に預けるとして（併せて近日発行の反インフレパンフも参照のこと）、ここでは闘争のダイナミズムの関連における主体の側へひきつけて可能な限り具体的、実践的な要請への回答の方向で展開していきたい。

我々は、とりわけ対インフレ闘争の必要条件は情勢分析であり、かつそれ自体の方法的反省としてあることを了解してきた。このとき問題となるのは幾つかの理論上の手続きを捨象するとすれば、事実推移としての情勢一般の計量化の多寡を競うことではなく、むろんそこから先験化、教条化された党派イデオロギーの定式へあてはめることでもなく、党派の実践的、思想的容量が現実の側から不断に突き破られていく事態を政治内容の豊富化へ構想しうる位置での情勢の把握こそ中心軸とすることである。故に、我々が対インフレ闘争において諸党派の内容を批判的に把えようとするときの不毛感は、（ここでは具体的に諸派の動向には言及しないが）彼らがほとんどインフレ闘争を扱うことが出来得ていないという以前に、彼らが情勢の把握をどのように収斂していくかということに対する無知に拠っているのである。そうした意味でも情勢は確実に旧来の経験主義、教条主義の柵の外で流動に拍車をかけており、我々の政治的構想力、実践力が容赦なく裁量されているのだということをはじめに確認しておこう。

我々はまず3・20第一波、4・7第二波インフレ闘争の総括的視点を検討するなかから物価高騰阻止―インフレ闘争の根幹が奈辺に存するかの糸口をたぐりよせるところからはじめたいと思う。

第一波から第二波への具体的な対インフレ闘争が現出させたものは、我々にある抽象度の予測を可能にさせた推移としてあっただろう。それは、新旧左翼を問わず日本の政治集団、知識人層の現水準として実質的な対インフレ闘争への対応不能性と集団編成―表現における硬直性を露呈させたということである。いいかえれば、対インフレ闘争が何に向けての闘いなのかへの無知であり、かつ現下の生活破局の様相が物質的生活基盤の再生産構造の不可能性とそれに伴う民衆の精神的、観念的パニック―関係危機情況の収奪構造、つまりはそこでの民衆共同性の行方―日常生活圏域での生活思想の解体情況に対する無自覚としてあったといえるだろう。

我々にとっても昨年四月の三菱商事攻撃闘争以降の展開局面における反インフレ闘争の不十分性は深く総括されなければならない。だが昨春以来本年にはいっての3・20、4・7闘争への過程は、単に実践的停滞の打破を目指しただけではない。なぜならば、その過程での早大闘争を中軸とした諸学園闘、諸争議団闘争等のくり込みと構想力化の水準こそ3・20、4・7闘争それ以降の闘争への確信の判断力としてあるからである。

我々のこの間の諸実践は、理論的作業の側では国家―民衆共同性のありようとして収斂されていると言えよう。そのことは実践域からのインパクトにおいて個と共同性へしぼり込んでいく政治思想―集団編成の根拠から突き出されてきている。さらにここでの課題は我々にとっては民衆共同性を集団性として扱う限定域からの実践力を問われていたのである。勿論民衆共同性は幻想性の側と集団性の側の双方から扱われなければならないのだが。つまりそのような二方向から民衆共同性は累積されていくということなのである。ここではその事に対する詳細な展開は別の機会にゆずるとして（理論誌8号等参照）、情勢的条件がゆるすかぎりにおいて明らかにしていきたい。我々は国家―民衆共同性の総体化の視座に留意しつつ集団性にひきつけて民衆共同性を扱う核心を、反インフレ闘争の根幹を見据える軸とみていこう。

だが具体的な展開にひきつけて一定の水準として抽出していくとしても、抽出化自体の位相の検討は為しておかなければならない。本稿で扱う領域と触れえない領域をも含めて本稿の位置を確定しておきたいと思う。

まずはじめの問題は、現段階での構造的インフレ政策としての国家の経済過程への介入が少なくとも以下の三方向からみていけるということである。それは㋑の新たな産業構造転換の要請の歴史的、構造的段階、㋺戦後過程における世界的な大衆運動の高揚と推進の内実と国家的統括の位相、㋩世界の基調的な支配者階級の路線との関連も含めて国家独占資本主義としての新たな展開段階としてである。

㋑は従来の日本型二重構造論も含めて、産業構造―構成把握を経済社会構成体の歴史的生成段階―成層度として扱うこと。そこでの企業編成、財閥編成の把握と独占体系の変遷を現在のヤミカルテル等との関連で押えていく必要がある。これは当然㋺との絡みもみておく必要がある。㋺は民族国家―国民経済の編成段階での歴史的成層度の共時性に対する異和としてのインドシナ革命戦争を中心とした後進国の闘いとこれに連帯した先進国階級闘争の展開がさし示した国家の共同幻想内部水準と経済社会構成体の成層度から照射される国民、民族の仮象性に上げ底化されてきた民衆の生活思想の成熟度への評価としてである。とりわけ日本においては農本主義、ナショナリズム、天皇制等の戦前―戦中―戦後把握を為しておかねばならない。㋩は世界的レベルにおいて革共同的な皮相な帝国主義か国独資かという区分ではなく、古典的帝国主義論の再評価をアメリカに典型的な多国籍企業形態による資本構成―規制の海外進出の水準と日本の独占体における企業水準との関連性の内で、生産の集積、資本の集中、金融寡頭制、資本の輸出、戦争、国家等の再構成のうちに為すことである。これらから総じて三十年代のファシズム、ニューディール、スターリン主義と異なる擬制的止揚の歴史段階把握（累積度において）を為すということである。

本稿で扱っている領域はこれらの三方向に部分的にしか言及し得ていないが、その部分性は以下の視点を持って相対化（構造化）されていくだろう。

つまりブルジョアジーにとってのそれとの連環を明確にするということである。これは従来の革命派にみられるブルジョアジーの政治経済動向を自らのイデオロギー的な世界観にすり換えての戦略提起というパターンへの批判を含んでいる。さらに国家的問題として扱われる課題と経済過程で扱われる課題との区分と連環を押えるということである。つまり現象的な問題でいうならば石油問題は国家問題であり物価問題は経済問題であり、これらを構造的に統合していく問題が世界の通貨問題であるという具合に。このことはさらに指摘していけば、石油危機問題においても民族資本とメジャー資本の相互性があり、政治委員会内部での相互依存ゆ着があるという具合に。それらは田中→中国、福田→台湾、中曽根→ソ連等の親密性においてもみていけることである。三菱、住友のインドネシア等へのカルテル展望、出光等がシベリア鉄道構想へのゆ着をみせ、経団連、日経連、産問研等の春闘有額回答の妥協団交の収約構造等々の政治委員会―支配者階級総体の動向の理念性と現実性の絡みこそ見極めなければならない。故に闘いもまた理念的に現実的に闘われなければならないということなのである。卑近な例をあげておこう。日中友好協会は田中への政治献金を為しており、中国一番機の三里塚空港への乗り入れに対して戸村一作委員長以下反対同盟幹部は反対声明すら出しえていないこと。これらのカラクリを見定める構想力こそ問われているのである。

以上のことを踏まえた上で本稿においては以下、現象的に3・20、4・7第一波、第二波闘争に現出した我々の実践的容量―力量に検討を加えつつ、経済国家との闘いの深化を民衆共同性の構造的集団性位相からみていこう。

対経済国家闘争と民衆の生活思想の根拠

我々は、民衆共同性という多元的、多層的解釈を可能とする概念を国家を無化する民衆の成熟度を裁断する位相において把えるとすれば、国家批判の構造的位相としての集団性にみれるだろう。それは国家本質としての共同幻想批判とは別途の回路を経ていくのである。たとえば我々が諸々の闘争において、民衆の自発的、内発的共同性を開削せよ、といったときそれは民衆の側での国家の器としてのナショナリズムとして抽出していける共同性と分かって扱われなければならないことを歴史水準―時間累積から突きつけられてきているように。つまり国家を不要とする方途への民衆共同性の成熟段階は逆に、共同幻想としての国家の累積が押し出してくる包括的な民衆像をナショナリティの仮象性における日常空間の価値づけに民衆の側の小共同性を吸合してきたことへの留保を示しているのである。そして今日の、民衆定在が生活思想として繰り込んできた生活圏域で抵触する日常空間の価値づけ自体の解体的危機の様相こそ注視しておかなければならない。

また我々は第一波、第二波インフレ闘争の過程で、独自展開された三・三〇～四・六～四・十一へ至るべ平連系の運動に日本型知識人層、諸政治集団の現水準における民衆共同性の投影をみることができる。まず一方の極に三・三〇行動への新左翼諸派（革マル、解放、構改、四トロ等）の運動介入が、諸派の自主的運動展開の解体としてみることができる。我々はそのことを早大闘争においてもみてきただろう。つまり民衆の側での擬似共同性としてのナショナリズムに閉鎖性において屹立し得た人脈、諸左翼集団の共同幻想性の完膚なきまでもの解体としてである。

それはひとつには支配者階級による共同幻想としての国家の累積が尖端的な最高水準の理念形態を接木し支配構造に置換し得たことにおいての国民的統括力の拡散である。もうひとつに民衆の側における私的利害の徹底化を新憲法と天皇制の接木のうちにスライドさせた生産力信仰の果てに一切の公的、政治的なものの価値づけを無効にしていることによる私的利害自体の危機（個別的私的生活の価値基底をふくらましうる生活思想の風化）としてある時代水準に照応しているのである。我々は、いわば早大闘争に象徴的であった理念的な民衆の自己意識、共同体意識の解体を、インフレ闘争における実践力、構想力はより総体的に民衆の生活思想の根拠を歴史的水準においてみていくことになる。

そして我々は以下の事態を確認することができる。それは知識人層の自足性の解体、政治党派の自生的運動の解体状況は、思想なき結であるということである。思想なきイデオロギー集団は行動のエネルギーをも枯渇させていくものである。そして思想なきエネルギーは何よりも日本型知識人層、市民主義者たちの足下から己れらの根底的生活思想の根拠を問うことなく動き出している。だが我々は三・三〇に表現されたような自発的な反インフレ戦線の形成を原則的には支持する。ただ彼らの限界については冷徹に評価を下しておかなければならない。就中、市民主義的原理―行動が経済過程の原理からみていけるならば、経済過程の客観法則と経済過程への国家的介入の位相を混同せず、経済国家を撃つ視座を把持しうるとき、その限定性を突き破ることを可能にするだろう。

では経済過程と経済国家の位相に少し分け入ってみよう。

我々は経済過程を、社会過程、生活過程総体を収斂させるものとしての経済―物質過程の歪少化において把持することを拒絶してきた。逆にいえば、生産力―生産諸関係に規定される経済過程の内部構造の複合性とその歴史的位相と経済過程と他の社会過程の間のそれとの区分と連環を明確にするということである。そしてそこには階級―共同体的視座の導入を留意していた。また経済過程と他の社会過程の区分と連環は、自然過程において自然との交流―疎外過程を＝労働過程とみなしてきた系譜に一面化することにより幻想的世界を疎外してきたことの反省としてもある。幻想的世界はどこまでいっても人間の身体的生理的過程の絶対的矛盾によって疎外されたものであるからである。さらに我々は以下につないでいける。

自然との交流―疎外過程を自然必然的な弁証法的運動として押える包括的な視座を、我々はこれを一定の水準で抽象したときの（関係―構造）としてとらえてきた。このと自然との交流―疎外過程が諸関係としてたちあらわれてくる場合、性的諸関係と社会的諸関係の錯綜する構造をみておかなければならない。これはいいかえれば、現実的な抽象関係と抽象化された現実関係との錯合でもある。

例えば（経済的範疇の人格化）という視点は、共同幻想へ疎外されない社会的諸関係の時間性（経済国家の累積度といってもよい）が、共同幻想としての時間性とある構造を介して錯合していくときに浮びあがってくる。生理的自然時間が、社会的諸関係の態様としての（経済的範疇）に抽象された時間性と錯合していくときのとらえ方をみなければならないということである。それはいわゆる商品物神、貨幣物神等としていわれているときの物神性、神秘性、つまり現実的諸個人の活動が価値形態という物象化関係における現実的人間の抽象的人間への還元の抽象度と、人間と人間の関係自体―性関係の抽象度との絡みの問題である。

現実的諸個人が抽象的公民に上昇化される。それも共同幻想としての時間性へ収奪されていく方向ではなく、社会的諸関係の時間性の側へ収奪されていくときの幻想性が問題になるのである。

たとえばマルクスが、資本家はただ人格化された資本でしかなく生産過程ではただ資本の担い手として機能するだけであるというとき、現実の生産過程では資本家も労働者も（私的）性（抽象的人格に上げ底化される一般性）において立ち向かわざるを得ないことを教えている。この（私的）性としての自己対象化が、いわゆる私的生産者の社会的性格の二重性の根拠としての私的所有性を（公的）性へ上げ底化―法的規定化の方向で把えられるとき、経済的社会構造は即自的、実体的範疇でしか扱われないのである。

つまり経済社会構成の実体把握（即ち経済社会構成体自体の累積度を扱いうる視点の欠落）は、私的生活の総和が私的階級社会というレベルでしか市民社会を扱うことができないのである。つまり市民社会が生活圏の私的性との錯合を介在させていることへの視座の欠如である。このことは何を意味するかは以下のようにある。生活圏の錯合とは（私的）性の（公的）性への還元である。この公的性は市民社会から階級によって疎外されているというときの抽象性へと拡張しうる。この（公的）性は国家から法によって疎外されるということへ対応する。このとき私的階級社会のうちにあらわれる疎外構造が（公的）性に仮象されて登場するとすれば、それは不断に国家化していくのである。だからこそ闘いは個的に公的に組織されなければならないのだ。

だとするならば明確に生活圏の錯合のうちにあまれていく社会経済過程の擬似普遍性との徹底した対決を為さねばならない。それは（私的）性に仮象される自己意識と（公的）性に仮象される共同体意識の密通のうえにある経済思想を追い落していく民衆の生活思想の内容として、集団性において国家批判へ向かわしめることである。対インフレ闘争の根幹は集団編成―表現の根拠を生活思想として成熟しうるかの普遍的な本質的な闘いとして総ての民衆・党派・知識人の自らの根拠を今、問うているのである。

刑法改悪が意図するものは何か
「前提」の整理と行動への序
赤燈社

全国の同志諸君！購読者諸君！現下の刑法改悪が更なる徹底した人民・大衆への攻撃としてあることは自明である。我々は断乎として反撃に撃って出ねばならない。近代法体系―理念形態が、国家の共同幻想内部水準に照応した形での、やはり突端的な法規範的理念形態の接木のうえにあることを透視しなければならない。我々は、幾つかの前提的確認を為すことからはじめたいと思う。まず、日本近代法理念（就中刑法）の変遷過程の素描からはじめ、支配者階級の人民収奪の概観をみていこうと思う。次に刑法改悪に対する様々な動向と、諸見解をみていきたいと思う。

「刑法改正」に至るまでの経緯

まず我々は「刑法改正」に伴なう法規範―形態の現水準と核心点への言及を為すまえに一応の「刑法改正」の経緯を明治以降から簡単に跡づけることからはじめたいと思う。明治四〇年法律第四五号これが現行刑法である。大正一〇年、政府は臨時法制審議会に対し「美風良習の見地」「人身及び名誉の保護の見地」「刑事政策的見地」の三つの見地から現行刑法の改正の要否を諮問した。同審議会は、「刑法改正ノ綱領」を決議、刑法改正の基本路線を確定して、大正一五年一一月三〇日政府に答申し、右綱領に基づいて昭和二年司法省内に刑法改正原案起草委員会が設置され、同一五年三月一九日に未定稿として発表されたのである。この「仮案」は「法案」となることなく、翌年の昭和一六年刑法ははじめて〝改正〟を経験したのである。

日本の支配層―支配階級が戦争政策の一環として行使したものであり、昭和一五年末、「経済新体制確立要綱」が決定され、翌一六年三月には国家総動員法の統制罰則が強化されており、強制執行不正免脱罪、事後収賄罪が新設される中で「安寧秩序に対する罪」が〝章〟として設けられ、戦時経済体制強化政策が「刑法改正」として行なわれたのである。

敗戦後一部改正の後、昭和三一年から法務省において刑法の全面改正について検討が始まり、その主要な判断として「現行刑法は、制定後すでに五〇年余を経過し、その間における社会情勢及び精神状況の推移、憲法をはじめとする法律制度の変遷、内外における刑法理論や刑事政策思想の発展などからみて、これを現代の要請に適合するものとするため、これを全面的に再検討する時期に立ち至っていること」として、法務省刑事局内に刑法改正準備会を設置し、これに必要な修正を加え、改正をはかるという目標の下に作業が進められた。これが、昭和三六年のことである。

昭和三八年五月、法務大臣は法制審議会に対し、「刑法に全面的改正を加える必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい」との諮問を発し、これを受けた審議会では刑事法特別部会を設けて審議を開始した。同部会は刑法全面改正要否をめぐって審議せず、準備草案を土台に全面改正案の作成に突っ走った。改正要否、基本路線を検討することなく、条文作成に入り、昭和四六年一一月最終審議で「(一)刑法に全面的改正を加える必要がある。(二)改正の要綱は部会の法定した案による。」と結論づけ刑法草案を発表したのである。

以上、草案が作成されるまでの概括であるが、そこには数多くの問題点が山積しており、その歴史的、社会的、経済的、政治的背景を分析しなければならないが、ここでは以上を踏まえて「改正刑法」をめぐる支配層、支配階級の動向と、それに反対する諸勢力、民衆知識人の対応を分析することによって、私達の現実に対する認識の水準を押し測ってみる。このことは、現実的な実践の要請とはまた位相を異るが、やはり、情況の可変性を如何に捉えるのか、という問いが前提となるだろう。

まず、以下の法制審刑事法特別部会が決定した改正の趣旨を見てみよう。

「⑴現行法の用語が漢文調の文語体で、一般国民に理解しにくいものとなってきていること

⑵現行法制定後における刑法理論の発展には著しいものがあり、現行法とくに総則の規定のうちには、刑法の基本原則として一般に認められるに至っているところと十分に適合しない面があるだけでなく、現行法に関する判例及び学説においては、制定当時に予期されなかったような解釈が行なわれている面もあり、また、法文が簡潔であるための解釈上の対立が生じている場合もあるので、理論と実務との調和をはかりながら、法典の全体、とくに犯罪の成否に関する一般的な規定に再検討を加える必要があること。

⑶現行法は、制定当時における新しい刑事政策的な考え方を積極的に取り入れたものと思われるが、その後における犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する理論及び技術の発展によって、形その他の刑事上の処分の種類及び内容を全面的に再検討する必要があること。

⑷社会の発展に伴って生じた新しい類型の違法行為に対して必要な処罰規定を新設するとともに、現在における一般国民の法感情を基礎としてそれぞれの罪の構成要件及びこれに対する法定刑を再検討し、特別法上の罰則のうち刑事犯的な色彩の強いものを刑法典に吸収する必要があること」（改正刑法準備草案　昭和四七年三月）

これが、改正趣旨である。私達は、右のような改正の趣旨の中に現下の刑法における諸矛盾……

……「新しい犯罪類型」等々の内容が、一体何であるのか、と問うた時、その背景にあるのは近代刑法理論の成立の根拠そのものの矛盾であり、応報刑を主張する古典学派と目的刑を主張する近代学派との折衷であり、接木である。

問題は、前述のような現在の刑法理論そのものが英米―大陸法の諸国家刑法の多重的接木をもつものに対する批判の視点であり、その内容である。マルクスの言う社会的活動における諸段階の「特殊利害」と「共同利害」との矛盾から「共同利害」は国家として、個別および全体の現実的な利害から切りはなされて一つの独立をした姿をとる。そしてそれは同時に幻想的な共同性としてである、という場合の「利害」をめぐる矛盾の処理として、国民化された支配階級と被支配階級との政治的分化基礎として実定法があり、合法性があるとする。同時に「国家は、階級対立の非和解性の産物」であり「抑圧機関」であり「特殊な暴力装置」であるとする国家本質把握がある。ここでの「幻想的な共同性」としての国家本質が歴史概念として想定されるのに対して、実定法を基礎とした「階級対立の非和解性の産物」という国家形態から行使される支配様式が、生産諸関係と私的所有・意識の矛盾の処理として機能し、国民化された階……

刑法改悪への批判と諸動向

次に、我々は「刑法改悪」への我々の立場を表明する前に、次回以下で展開する我々の位置がどこにあるかを逆照射するためにも、反対―粉砕声明に表現された現水準を検討していきたいと思う。このことは必須の課題ではないが、後述する我々の位相をより鮮明にするものとしてあることを了解してもらいたい。

❶さて、改正草案に対する批判として次のようなものがある。それは、日本弁護士連合会が昭和四十年三月に提出した「刑法全面改正要綱案に対する意見」である。これは「刑法全面改正の基礎的構想」「諮問から要綱案作成までの経過」「刑法改正 研究会批判」「要綱案 に対する 総括的批判」「総則改正点に対する批判」「各則改正点に対する批判」「結論」からなっており、その中心的な批判は「要綱案批判」の中での「(一)刑法改正の基盤について」という項目に表われている。

「要綱の審議の土台とされてきた『改正刑法準備草案』は改正刑法仮案を基礎とした作業結果にするものであり、この仮案は帝国憲法下の国家主義的背景が強かった時代的思潮のもとで作成され、旧憲法的な国家主義的イデオロギーと強い治安立法的性格にもとづくものであることを象徴しているのであって、この草案の根底にはこれらの仮案のイデオロギーと性格が基本的に継承されていると評価せざるを得ない。

仮案発表後現在にいたるまでの間に起った最大の社会的変更は、国民主義、平和主義ならびに基本的人権尊重主義を柱とする新憲法の制定とこれに伴う価値の転換であった。一口でいえば、国家主義から個人主義への転換である。したがって、刑法の全面的改正を行なうのであるならば、それはまさに新憲法の理念を基にしてなされるべきであって、国家の刑罰権の行使については個人の人権を尊重したうえで、治安を維持するための必要最少限に止めるべきであると解せざるをえない。」

現在の「改正草案」が提出される歴史的経過や背景に対する考察が、「国家主義的イデオロギー」であり、当然、支配階級による国家機能や立法措置に対する政策内容との関連を踏え、反映論風に刑法の基本理念も「上部構造」の一義性に帰因するものであるという視座に立ってこの「草案」を批判しており、同時に、戦後憲法理念を原理として、いわゆる「価値の転換」……

再び、我々は三里塚闘争の歪曲を許さない
反帝戦線三里塚現闘
参院選への

共産同理論機関誌

叛旗

Vol.8

FUB.1974

〈目次〉

三里塚闘争の現段階＝木の根叛旗現闘
―我々は〈戸村選挙〉を許さない！―
早大闘争と学生運動焦眉の課題＝共産同学対部
資料 ①早大学生運動の革命的再生に向けて烽火をあげよ＝西北地区反帝戦線早大班
②「クロンシュタット」特別号＝同右
ニチバン移転・諸闘争の総括＝斉藤　進治
「国家―民衆共同性」の歴史像＝立花　薫
死すべき権力と共同性の行方＝神津　陽
再びわれら過渡期の途上にて＝三上　治

定価六〇〇円（〒代一一〇）
■編集／共産主義者同盟「叛旗」編集委員会
■発行／蒼氓社（振替・東京一六二八五六）
新宿区百人町二―十六―十八　小林ビル一〇五号